

「ブルーカードシステム」

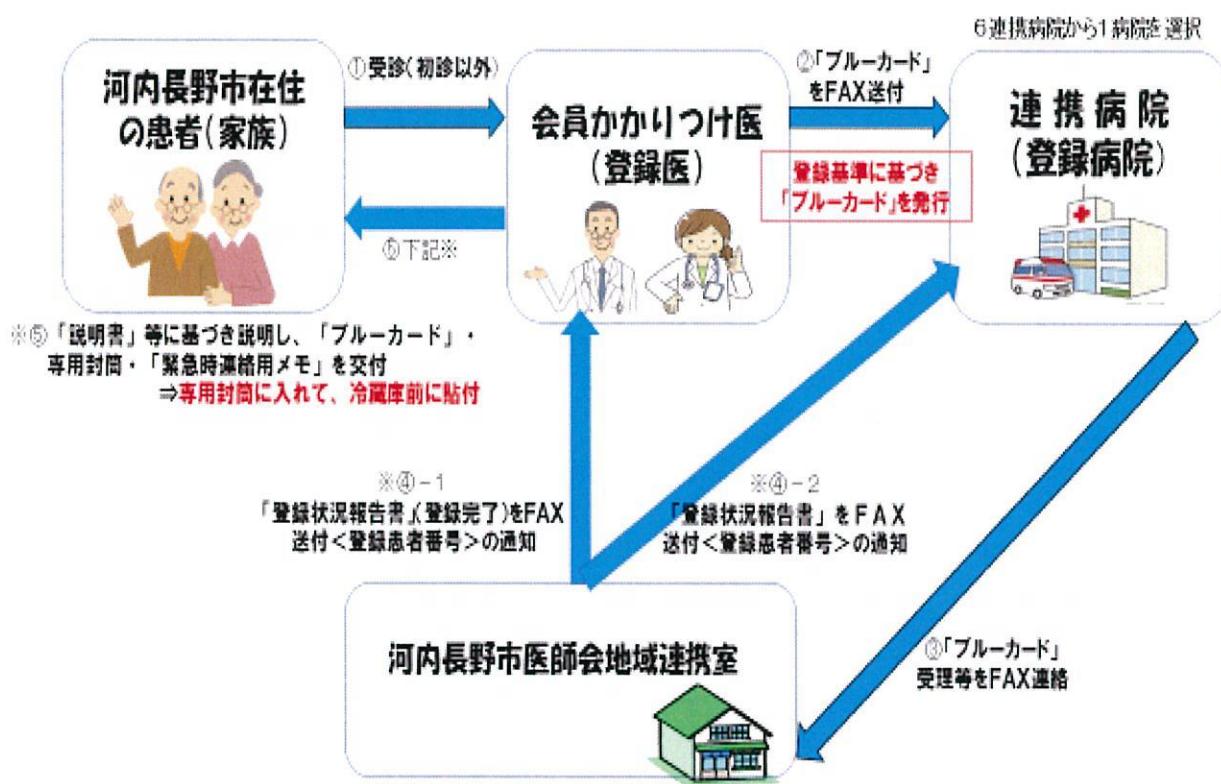
◎趣旨

ブルーカードシステム（以下「本システム」という）は、病状急変時対応（緊急時患者受診）システムと言われるものであります。

本システムは、事前に患者情報等を登録し、急変時の受入病院を確保しておくことから始まり、救急医療の観点から、救急搬送所要時間の短縮、軽症事例におけるウォーク・イン受診の奨励、住民の安心・安全感の醸成を目指すものであります。また、地域における医療介護福祉との連携促進のための端緒として捉えられています。

河内長野市医師会が参画している河内長野市地域ケア会議では、本システムを、地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業における「在宅医療・介護連携推進事業」の一環として、導入することにしました。

「ブルーカード」発行(新規)



◎「ブルーカード」とは

「ブルーカード」とは、かかりつけ医である「登録医」が、緊急時のために予め作成しておく紹介状・事前登録票（個人情報・キーパーソン・病歴・日常生活自立度等が記載）のことで、「連携病院」（現在6病院）のうちから1つを事前に選択し、「登録病院」として、受入れを確保しておきます。「ブルーカード」は、かかりつけ医と患者（家族）の信頼の下、発行されるもので、初診の方への発行ではなく、発行費用は無料となっています。

なお、「ブルーカード」が発動された後は、後日かかりつけ医と受入病院とが「診療情報提供書」を発行するなど連絡を取り合い、十分な病診連携を図ることになります。

◎ブルーカードシステム事務局

河内長野市医師会地域連携室が、本システムの運用を担っています。

ブルーカード・ニュース 第1号

～ブルーカードシステム(病状急変時対応システム)推進のために～

平成 30(2018)年 5月 31 日

<p>＜ブルーカードシステム＞</p> <p>平成 28 年 11 月 1 日から運用を開始し、平成 30 年 5 月 23 日で「ブルーカード」発行は 100 件となりました。本システムは、事前に「ブルーカード」により、患者情報等を登録し、登録(連携)病院を 1ヶ所確保することから始まります。</p> <p>「ブルーカード」とは、登録医が病状急変のために予め作成しておいた医療パスポート(橋渡しカード)で、対象はかかりつけの患者で、病状急変の可能性が高い河内長野市民となります。</p>	<p>＜登録医＞(かかりつけ医である医師会員)</p> <p>かかりつけの患者に、「ブルーカード」を発行するのは、「登録医」となります。</p> <p>「登録医」になるには、登録(登録申込書の提出)が必要です。現在、「登録医」の登録申込みを随時受付しています。</p> <p>※現在登録医 38 名・登録医療機関 32 機関(うち「ブルーカード」を発行した登録医は 23 名)</p> <p>☆このたび、本ニュースを刊行しました。宜しくお願いします。</p>
<p>＜これまでの運用状況＞</p> <p>(1)「ブルーカード」発行：107 件(再発行含む)</p> <p>(2)「ブルーカード」発動： 15 件 (うち救急隊出動 12 件)</p> <p>(3)「ブルーカード」発行時 患者平均年齢：87.0 歳(50～101 歳) キーパーソン：娘・嫁(50%強)、息子(20% 強)、配偶者等</p>	<p>＜①登録(連携)病院・②協力病院＞</p> <p>登録病院となる連携病院、その連携病院をバックアップする協力病院が各々置かれています。</p> <p>①：桙本病院、さくら会病院、沢田病院、大阪南医療センター、岡記念病院、寺元記念病院</p> <p>②：田辺脳神経外科病院、大阪はびきの医療センター、城山病院、近畿大学医学部附属病院、老寿ナトリウム</p>

◆ブルーカード記入上の注意点

「ブルーカード」作成に際して、連携病院から「薬剤については、処方内容が分かるようにしてほしい」「出来るだけ沢山の情報がほしい」との要望が寄せられました。

このため、「ブルーカード」中段の「傷病名・服薬・既往歴・手術歴等」欄の記入に際しましては、特に、①薬剤の処方内容の記載(或いは処方内容(メモ)の添付)、②受診後の本人・家族が希望する治療内容、或いは今後予見できる事態等の記載(CPR の有無等)、③「入退院を繰り返している」「救急搬送歴がある」「夜間(休日)の問合せがあった」「高齢(独居)で急変(再発)の可能性が高い」などの発行理由の記載が求められています。

◆現在の課題と今後の計画

現在の課題として、「ブルーカード」携行の徹底が挙げられています。現在、救急搬送などの「ブルーカード」発動時に、「ブルーカード」不携帯、或いは救急隊を要請して到着した時点(もしくは連絡した時点)で、救命救急士(もしくは連絡窓口)に「ブルーカード」を保持していることを告げていないことがあります。実際「ブルーカード」が役に立っていないケースが数例ありました。このため、「登録医」の先生におかれましては、「ブルーカード」の説明をする上で、今一度本人・家族に、必ず「ブルーカード」を保持していることを告げるよう強調して説明頂きますようお願い申し上げます。

今後の計画として、登録医(登録医療機関)数と「ブルーカード」発行数の増加、「ブルーカード」と併せて、普遍的な「まさかの時」のカードの発行などがあり、更なる本システムの普及促進と救急医療の推進が目途となっております。